

令和8年3月30日

## 工事の総合評価落札方式に係る評価基準等の一部見直しについて (令和8年4月版)(お知らせ)

九州地方整備局港湾空港部におきましては、港湾・空港工事の発注手続きにおける総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、別添のとおり一部運用の見直しを行い、令和8年4月1日以降に公告する案件より適用することとしておりますので、その旨、お知らせいたします。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別工事に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応いたしますので、その旨、申し添えいたします。

### (問い合わせ先)

国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

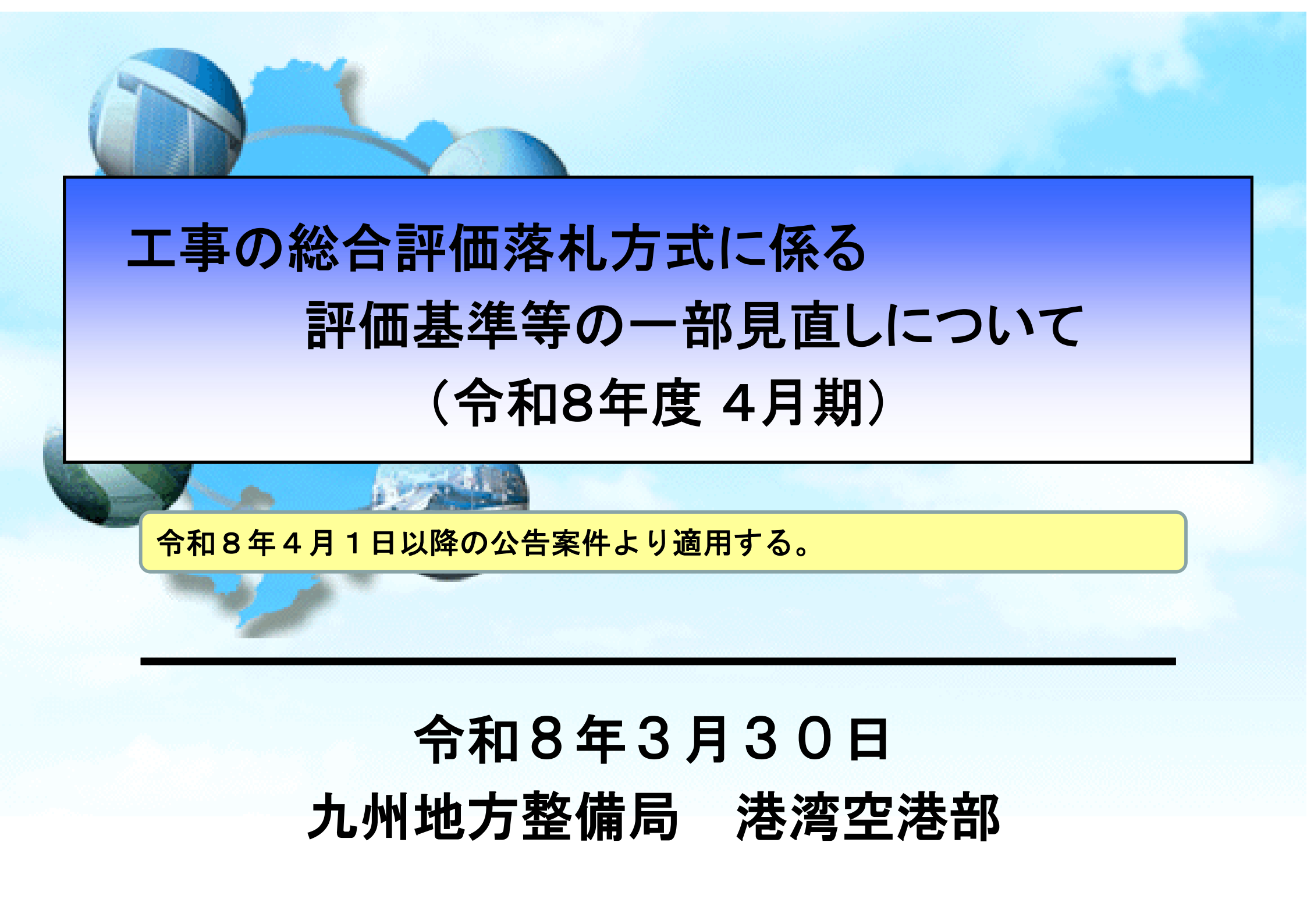
TEL:092-418-3354(直通)

品質確保室長

イシバシ トオル  
石橋 透 (内線410)

品質確保室課長補佐

ミスミ シゲヨシ  
三角 重敬 (内線411)



**工事の総合評価落札方式に係る  
評価基準等の一部見直しについて  
(令和8年度 4月期)**

令和8年4月1日以降の公告案件より適用する。

---

**令和8年3月30日  
九州地方整備局 港湾空港部**

# 見直しの 内容

1. 施工能力評価型（I型）の評価	
(1) 施工能力評価型（I型）チャレンジ型（B・C等級）の評価方法 について .....	1
(2) 施工能力評価型（I型）チャレンジ型（A等級）の評価方法 について .....	2
2. 技術提案評価型（S型）の評価	
(1) 技術提案の最終的な評価方法の判定について .....	3
3. 技術向上提案評価型（SI型）の評価	
(1) 技術向上提案評価型（SI型）の制度概要について .....	4
[参考]工事の性格、地域の実情に応じた入札契約方式の選定フロー（SI型追加） .....	5
4. 企業の施工能力	
(1) 一次下請予定企業の下請としての表彰実績（オプション項目） .....	6
(2) 使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況 .....	7
5. 下請施工実績評価型 .....	8
6. 施工実績の緩和（ブロック製作工事）	
(1) 競争参加資格要件の設定 .....	10
(2) 施工実績緩和に伴う同種評価基準 .....	11
7. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価 .....	12
8. 賃上げを実施する企業に対する加点措置について .....	13
9. 発注の見通しの公表について .....	14
10. その他連絡事項	
(1) 工事又は業務等に係る通知等における基準額について（一部改正） .....	15
(2) 競争参加資格確認申請書の提出について（お願い） .....	15



# 1. 施工能力評価型 (I 型) の評価

## (1) 施工能力評価型 (I 型) チャレンジ型 (B・C等級) の評価方法について

○施工上の課題に対する技術的所見の提案数を現行の3提案から**2提案に見直し**する。

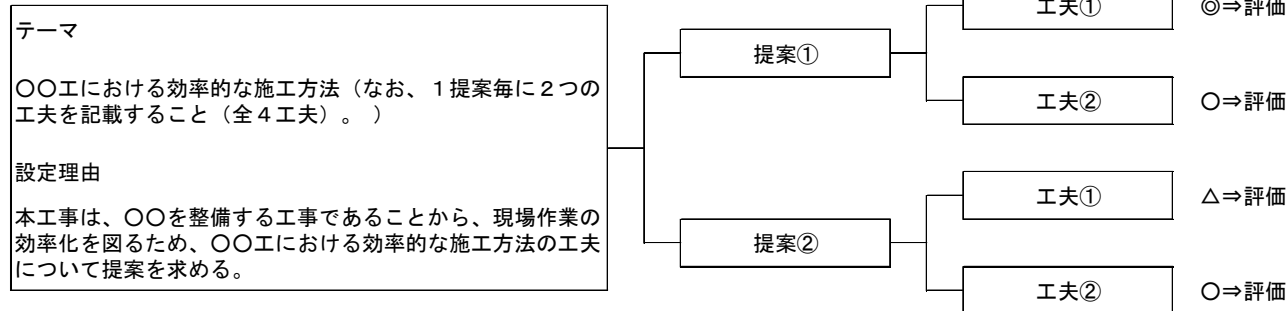
○原則、**1工夫毎に4段階で評価**する評価方法を試行する。(全4工夫)

【対象】 B・C等級向けの工事に適用。

評価項目		配点
施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	32
企業の能力等	オプション	2
技術者の能力等	オプション	2
地域貢献等	災害協定(2)、オプション(2)	4
賃上げ、WLB等		2.5
合計		42.5

### 【評価の考え方】

- ・2提案までとし、2提案の合計で**最大32点**を付与。
- ・1つの提案に対し提案出来る工夫は2つ(①、②)までとし、**4つの工夫を評価**。
- ・**1工夫毎に4段階**(◎、○、△、-)で評価。



### 【評価点の換算方法】

$$\frac{\text{施工計画の合計得点【提案①(工夫①+工夫②) + 提案②(工夫①+工夫②)】}}{8 \text{点(提案の得点の満点)}} \times 32 \text{点(加算点の配点)} = \text{換算評価点}$$

# 1. 施工能力評価型( I 型)の評価

## (2) 施工能力評価型( I 型)チャレンジ型(A等級)の評価方法について

○A等級向けに施工能力評価型( I 型)チャレンジ型を新たに試行する。

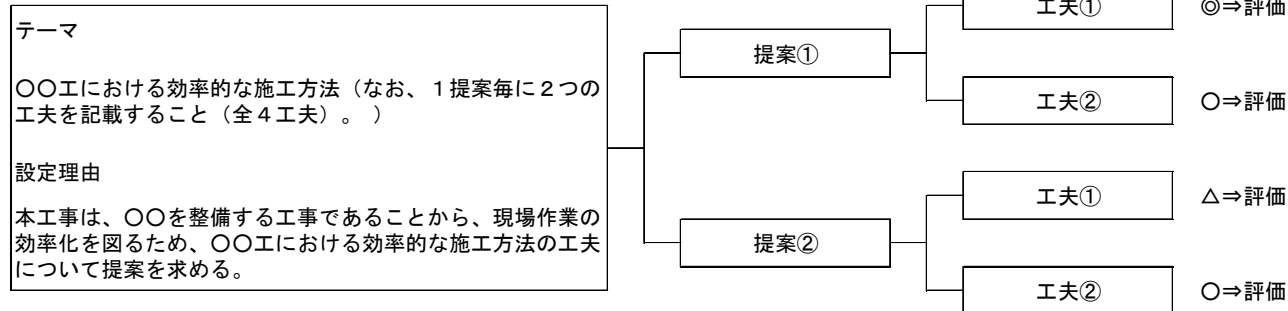
○原則、1工夫毎に4段階で評価する評価方法を試行する。(全4工夫)

【対 象】 A等級向けの工事に適用。(WTO対象工事を除く。)

評価項目		配点
施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	36
企業の能力等	オプション	2
技術者の能力等	オプション	2
賃上げ、WLB等		3
合計		43

### 【評価の考え方】

- ・2提案までとし、2提案の合計で最大36点を付与。
- ・1つの提案に対し提案出来る工夫は2つ(①、②)までとし、4つの工夫を評価。
- ・1工夫毎に4段階(◎、○、△、-)で評価。



### 【評価点の換算方法】

$$\frac{\text{施工計画の合計得点【提案①(工夫①+工夫②)+提案②(工夫①+工夫②)】}}{8 \text{ 点(提案の得点の満点)}} \times 36 \text{ 点(加算点の配点)} = \text{換算評価点}$$

## 2. 技術提案評価型(S型)の評価

### (1) 技術提案の最終的な評価の判定について

【現行】25段階評価(R6.4.1公告案件～)

【見直し】24段階評価

最終的な「評価」の判定	「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせ					「d」の場合
	有効性「a」の場合	有効性「b <sup>+</sup> 」の場合	有効性「b」の場合	有効性「c <sup>+</sup> 」の場合	有効性「c」の場合	
A評価 (10.00点)	aaa					
B評価 (9.70点)	aab					
	aba					
C評価 (9.40点)	abb					
	aca					
D評価 (9.10点)	acb					
E評価 (8.80点)	aac	b <sup>+</sup> aa				
F評価 (8.50点)	abc	b <sup>+</sup> ab				
		b <sup>+</sup> ba				
G評価 (8.20点)	acc	b <sup>+</sup> bb				
		b <sup>+</sup> ca				
H評価 (7.90点)		b <sup>+</sup> cb	①			
I評価 (7.60点)		b <sup>+</sup> ac	baa			
J評価 (7.30点)		b <sup>+</sup> bc	bab			
			bba			
K評価 (7.00点)		b <sup>+</sup> cc	bbb			
			bca			
L評価 (6.70点)			bcb			
			bac			
M評価 (6.40点)			bac	c <sup>+</sup> aa		
N評価 (6.10点)			bbc	c <sup>+</sup> ab		
				c <sup>+</sup> ba		
O評価 (5.80点)			bcc	c <sup>+</sup> bb		
P評価 (5.50点)				c <sup>+</sup> ca	②	
				c <sup>+</sup> cb		
Q評価 (5.20点)				c <sup>+</sup> ac	caa	
R評価 (4.90点)				c <sup>+</sup> bc	cab	
					cba	
S評価 (4.60点)				c <sup>+</sup> cc	cbb	
					cca	
T評価 (4.30点)					ccb	
U評価 (4.00点)					cac	
V評価 (3.70点)					cbc	④
W評価 (3.40点)	③				ccc	
X評価 (2.50点)						d
一評価 (0.00点)	標準案と工事の品質が同等					

最終的な「評価」の判定	「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせ						
	有効性「a」の場合	有効性「b <sup>+</sup> 」の場合	有効性「b」の場合	有効性「c <sup>+</sup> 」の場合	有効性「c」の場合	有効性「d <sup>+</sup> 」の場合	有効性「d」の場合
A評価 (10.00点)	aaa						
B評価 (9.70点)	aab						
	aba						
C評価 (9.40点)	abb						
	aca						
D評価 (9.10点)	acb						
E評価 (8.80点)	aac	b <sup>+</sup> aa					
F評価 (8.50点)	abc	b <sup>+</sup> ab					
		b <sup>+</sup> ba					
G評価 (8.20点)	acc	b <sup>+</sup> bb					
		b <sup>+</sup> ca					
H評価 (7.90点)		b <sup>+</sup> cb	①				
I評価 (7.60点)		b <sup>+</sup> ac	baa				
			bab				
J評価 (7.30点)		b <sup>+</sup> bc	bba				
			bbb				
K評価 (7.00点)		b <sup>+</sup> cc	bca				
			bcb				
L評価 (6.70点)			bac				
M評価 (6.40点)			bbc				
			bcc				
N評価 (6.10点)				c <sup>+</sup> aa			
				c <sup>+</sup> ab			
O評価 (5.80点)				c <sup>+</sup> ba	②		
				c <sup>+</sup> bb			
P評価 (5.50点)				c <sup>+</sup> ca	caa		
				c <sup>+</sup> cb	cab		
Q評価 (5.20点)				c <sup>+</sup> ac	cba		
				c <sup>+</sup> bc	cbb		
R評価 (4.90点)				c <sup>+</sup> cc	ccb		
S評価 (4.60点)					cac		
T評価 (4.30点)					cbc		
U評価 (4.00点)					ccc		
V評価 (3.60点)							
W評価 (3.10点)	③						
X評価 (2.50点)							
一評価 (0.00点)	標準案と工事の品質が同等						

④

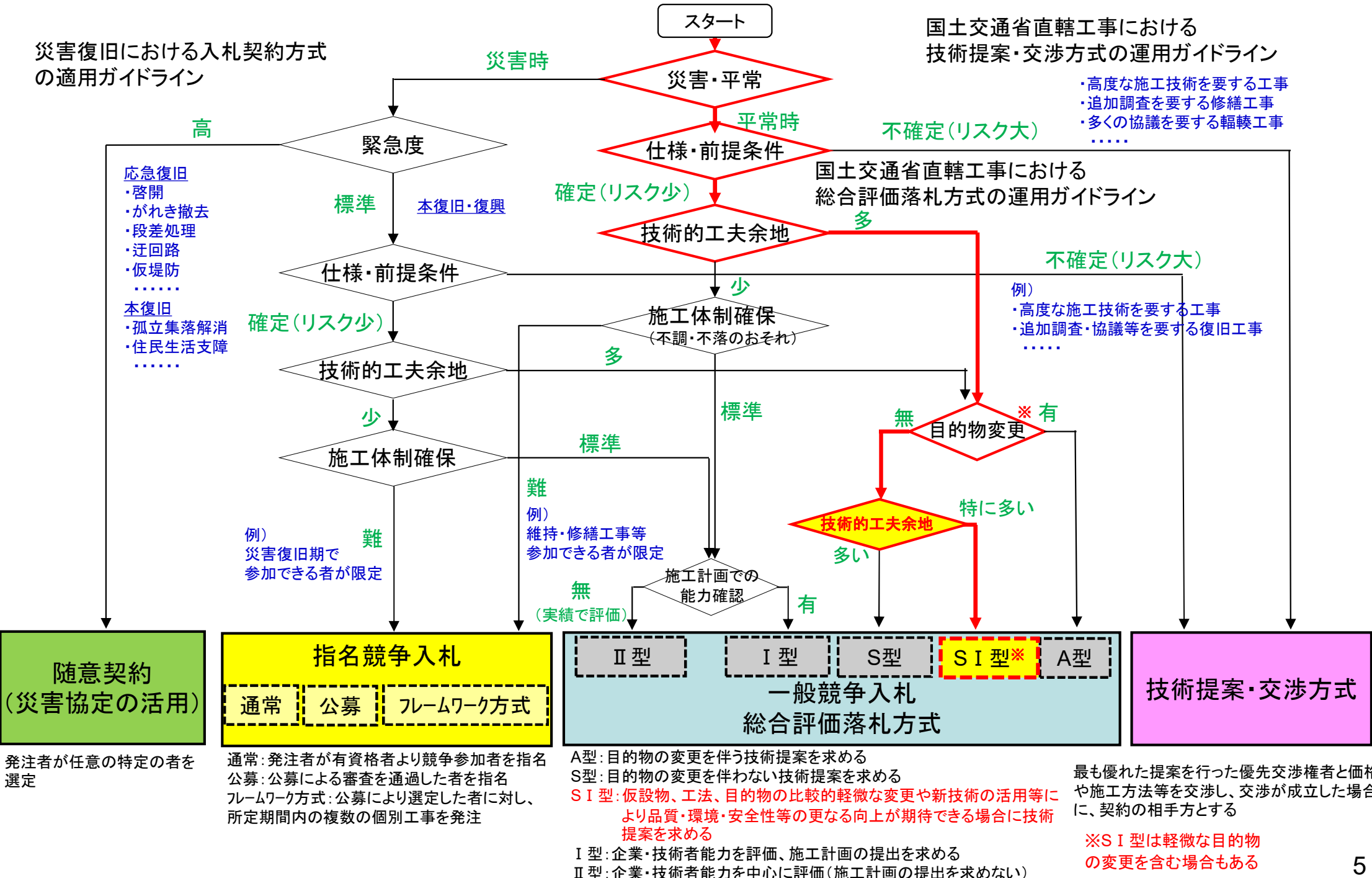
### 3. 技術向上提案評価型(SI型)の評価

#### (1) 技術向上提案評価型(SI型)の制度概要について

○「発注者が設計図書で示す標準的な仕様」に対して、競争参加者から**一定の範囲内で費用を計上**することを前提として「**軽微な設計図書の変更を許容した技術提案(技術向上提案)**」を求めることにより、民間企業の優れた技術力・ノウハウの活用を図る。

観点	SI型(試行)	適用事項
対象工事	・港湾及び海岸工事におけるWTO又はAランク案件を対象	
技術提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来テーマの技術提案(通常技術提案)に加え、以下の「技術向上提案」を求める</li> <li>・技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して比較的軽微な設計図書の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは新技術・工法等の活用が期待されるテーマ</li> <li>※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト削減を求める提案は技術向上提案テーマとして設定しない</li> <li>・港湾局で実施中の試行工事において、積算計上することとなっているものについては、技術向上提案テーマとして設定しない</li> </ul>
落札者の決定方法	・入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高い者が落札者となる	入札価格には、技術向上提案部分に要する費用は含めない
技術評価点の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準点</li> <li>・施工体制評価点</li> <li>・通常技術提案の点数</li> <li>・技術向上提案の点数</li> <li>※技術提案に関する配点の合計に対して技術向上提案の配点割合が1/2～1/3になるように設定</li> </ul>	技術向上提案は通常技術提案と同時に評価を行い、その評価結果は競争参加資格の確認・通知前に第三者委員会に諮ることを標準とする
予定価格の設定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者が示した仕様に基づいて設定</li> <li>・技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない</li> <li>・公告図書に上限額を明示</li> <li>・上限額は当初予定価格の5%の範囲内で発注者が設定</li> </ul>	発注者は特記仕様書に示した仕様に基づき予定価格を設定し、競争参加者は技術向上提案部分に要する費用を含まない価格で応札を行う
技術提案の履行義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常技術提案は履行義務あり</li> <li>・契約手続き段階で提案された技術向上提案について、契約変更を行い、履行義務を負う</li> </ul>	発注者より技術向上提案の採用決定通知がなされ、提案が採用された場合は契約変更の対象となる
発注手続き期間	・工事内容・テーマ等に応じ、通常のS型よりも長く設定する (参考)非WTO:1.5ヶ月～2ヶ月程度、WTO:2.5ヶ月～3ヶ月程度	段階選抜無しの場合で最大20日間程度長く設定

# 【参考】工事の性格、地域の実情に応じた入札契約方式の選定フロー（SI型追加）



## 4. 「企業の施工能力」

## (1) 一次下請予定企業の下請としての表彰実績（オプション項目）【履行確認対象項目】

○地元企業の地域への精通度や貢献度を適切に評価するため、一次下請予定企業の下請としての表彰実績を評価項目として設定する。

【対象】 A等級向けの港湾5工種(ただし、WTO案件を除く)の工事に適用。

評価項目		評価	評価基準	加算点
企業の 施工能力	一次下請予定企業の過去5年間の下請としての表彰実績	A	下請表彰実績あり	2.0
		—	下請表彰実績なし	0.0

## 【留意事項】

※一次下請予定者の「優良工事における下請負者表彰」(九州地方整備局港湾空港部)を受賞した表彰状の写しを提出すること。

## 【入札説明書記載例(案)】

## ○. 工事概要

(○) 本工事は、品質確保の更なる向上に向けて、一次下請予定企業の下請としての表彰実績を評価する試行工事である。

## ○. 総合評価落札方式に関する事項

(○) 一次下請として予定している企業が、過去5年間に下請負者として優良工事等を受賞している場合、その表彰状の写しを提出した場合には、加算点の対象とする。

## 4. 「企業の施工能力」

### (2) 使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況【履行確認対象項目】

○新造船の対象船舶について、これまで「平成22年7月以降に建造した作業船」を対象としていたが、  
今後は年度更新を行っていく。

#### 【現行(令和7年度)】

平成22年7月以降に建造し、環境基準を満たした作業船

#### 【見直し(令和8年度)】

平成23年7月以降に建造し、環境基準を満たした作業船

# 5. 下請施工実績評価型

○中小企業の受注の確保に向け、グラブ浚渫船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認めるとともに、総合評価においても「同種工事の施工実績」の加点対象とする。

【対象】 原則、A中小及びBランク向けの「港湾等しゅんせつ工事」に適用。(WTO対象工事を除く。)

## 【例】施工能力評価型(I型)施工計画重視型 作業船評価「有」の場合

評価項目		評価基準	配点	
企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	1.5	
		同種性が認められる工事の実績あり	0	
技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、主任(監理)技術者あるいは現場代理人として従事	2.0
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、主任(監理)技術者あるいは現場代理人として従事	1.0
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0



評価項目		評価基準	配点	
企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	元請として、より同種性の高い工事の実績あり	1.5	
		一次下請として、より同種性の高い工事の実績あり	0.75	
		元請・一次下請として、同種性が認められる工事の実績あり	0	
技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、主任(監理)技術者あるいは現場代理人として従事	2.0
			①より同種性の高い工事において、元請の担当技術者として従事 ②同種性が認められる工事において、元請の主任(監理)技術者あるいは現場代理人として従事 ③より同種性の高い工事において、一次下請の主任技術者として従事	1.0
			同種性が認められる工事において、元請の担当技術者または一次下請けの主任技術者として従事	0

## 5. 下請施工実績評価型

### 【留意事項】

※発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の実績」の元請け実績がない場合に、下請け実績を同種実績として認める場合は、以下の①～③のすべてを満足した場合である。

- ①企業の同種実績として、九州地方整備局(港湾空港関係に限る)の発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること。
- ②配置予定技術者の同種実績として、一次下請の主任技術者として配置された実績があること。
- ③一次下請実績の工事において自社保有又は共同保有のグラブ浚渫船を使用したこと。

### 【提出書類】

- ①施工体制台帳、下請け契約書 等
- ②施工体制台帳 等
- ③所有者を確認するため、登記簿、海上保険証券、納税証明書 等  
使用実績を確認するため、同種工事の施工計画書(抜粋) 等

### 【入札説明書記載例(案)】

#### ○. 工事概要

- (○) 本工事は、〇〇地方整備局発注工事でグラブ浚渫船を使用した一次下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める試行工事である。

#### ○. 競争参加資格

- (○) 平成〇年以降に〇〇地方整備局発注工事で一次下請けとして完成・引き渡しの完了した次の同種工事で、自社保有又は共同保有しているグラブ浚渫船で施工した実績を有すること。  
同種工事とは、以下に掲げる工事とする。  
・〇〇〇を施工した工事
- (○) 平成〇年以降に〇〇地方整備局発注工事で一次下請けとして完了・引き渡しの完了した次の工事の要件を満たす同種工事で、自社保有又は共同保有しているグラブ浚渫船で施工した工事において、主任技術者として従事した施工経験を有する者であること。  
同種工事とは、以下に掲げる工事とする。  
・〇〇〇を施工した工事

## 6. 施工実績の緩和(ブロック製作工事)

## (1) 競争参加資格要件の設定

○受注機会の確保の観点から、入札公告要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績要件の緩和を行うことで、地元企業の活性化を図る。

【対 象】 ブロック製作工事に適用。(チャレンジ型を除く。)

## 【現行】

## ○. 競争参加資格

.....

(○)平成〇年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

・同種工事は、〇〇〇〇〇を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあつては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

.....

(○)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

○)平成〇年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

・同種工事は、〇〇〇〇〇を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあつては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

## 【見直し】

## ○. 競争参加資格

.....

(○)平成〇年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

・同種工事は、〇〇〇〇〇を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあつては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

.....

(○)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

○)平成〇年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

・同種工事は、〇〇〇〇〇を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあつては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

# 6. 施工実績の緩和(ブロック製作工事)

## (2) 施工実績緩和に伴う同種評価基準

### 【例】施工能力評価型(Ⅱ型)標準型の場合

競争参加資格の同種実績において「過去15年間」という縛りを無くす代わりに、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」の評価の対象とする。

評価項目		評価基準	配点	
企業の能力等	工事实績(同種性)	より同種性の高い工事の実績あり	7点	
		同種性が認められる工事の実績あり	0点	
	工事成績	80点以上	7点	
		70点以上80点未満	6.36点 ~ 0.63点	
		70点未満または成績点なし	0点	
	表彰実績	表彰あり	2点	
表彰なし		0点		
オプション		2点		
技術者の能力等	工事实績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	7点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	3.5点
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点	
	工事成績	80点以上		7点
		70点以上80点未満		6.36点 ~ 0.63点
		70点未満または成績点なし		0点
	表彰実績	表彰あり		2点
		表彰なし		0点
	オプション			2点
	地域貢献等			4点
賃上げ、WLB等			2.5点	
合計			42.5点	



評価項目		評価基準	配点	
企業の能力等	同種工事实績	(過去15年間)同種性が認められる工事の実績あり	7点	
		(過去15年間以前)同種性が認められる工事の実績あり	0点	
	工事成績	80点以上	7点	
		70点以上80点未満	6.36点 ~ 0.63点	
		70点未満または成績点なし	0点	
	表彰実績	表彰あり	2点	
表彰なし		0点		
オプション		2点		
技術者の能力等	同種工事实績	同種性・立場	(過去15年間)同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	7点
			①(過去15年間)同種性が認められる工事において、担当技術者として従事 ②(過去15年間以前)同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	3.5点
		(過去15年間以前)同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点	
	工事成績	80点以上		6点
		70点以上80点未満		6.36点 ~ 0.63点
		70点未満または成績点なし		0点
	表彰実績	表彰あり		2点
		表彰なし		0点
	オプション			2点
	地域貢献等			4点
賃上げ、WLB等			2.5点	
合計			42.5点	

## 7. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

### (1) WLB等を推進する企業に対する加点措置 ※令和7年10月1日以降公告案件から適用

- ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価について、これまで評価対象を「WTO及びA等級向け」の港湾土木工事としてきたところであるが、更なる取組拡大のため、全ての工事に拡大する。また、一般事業主行動計画の策定又は変更による加点は廃止する。

【対象】 総合評価落札方式における全ての工事に適用。

評価項目	評価	評価基準	加算点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業	A	次に示すいずれかの認定を取得している。 ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0 又は 0.5
	—	該当なし	0.0

#### 【留意事項】

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。なお、くるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準、平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準、平成29年3月31日までの基準のいずれも対象。トライくるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準のいずれも対象。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

# 8. 賃上げを実施する企業に対する加点措置について

【全国(運用改善)】

○事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。

○加点割合について、従来の「5%以上」から「3%以上」に見直し。

【対象】 総合評価落札方式における全ての工事に適用。

総合評価落札方式のタイプ	現行				見直し			
	加算点対象	賃上げ加点 ※5%以上	加算点合計 (賃上げ・WLB加点含む)	減点	加算点対象	賃上げ加点 ※3%以上	加算点合計 (賃上げ・WLB加点含む)	減点
技術提案評価型(WTO型)	60	4	65	5	60	3	64	4
技術提案評価型(S型)	50	3	54	4	50	2	53	3
(試行)技術提案評価型(S型)チャレンジ型								
(試行)技術提案評価型(S型)地元作業船活用評価型								
(試行)技術提案評価型(S型)地元企業受注機会確保型								
(試行)技術提案評価型(S型)地元企業活用審査型	40	3	44 43.5	4	40	2	43 42.5	3
施工能力評価型(I型)								
施工能力評価型(I型)施工計画重視型								
(試行)施工能力評価型(I型)チャレンジ型								
施工能力評価型(II型)	30	2	33 32.5	3	30	1	32 31.5	2
施工能力評価型(II型)施工体制確認型以外								

## 8. 発注の見通しの公表について

○発注見通しを充実かつ統一することによる入札事務の効率化を期待し、「公告予定時期」、「入札予定時期」、「試行対象項目」、「専任開始時期(工事のみ)」等を明記。(令和6年5月～)

○掲載資料をPDF形式からエクセル形式に変更。(令和7年12月～)

## 【発注見通しの記載例】

## 【工事】

入札契約方式	一括審査方式	担当部・事務所	工事名	工事種別	工事場所	工期	工事概要	工事規模	発注者	公告予定時期	入札予定時期	専任開始時期	チャレンジ型総合評価落札方式	荒天リスク精算型試行工事	休日確保評価型試行工事(工期指定)	検査書類限定型試行工事	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	建設キャリアアップ活用モデル工事
一般競争入札	○	〇〇事務所	令和8年度 〇〇〇〇工事	港湾土木	〇〇港 〇〇地区	約〇ヶ月	〇〇工〇〇m	〇億円以上 〇億円未満	本官 or 分任官	令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日	請負契約の締結後、 現場施工に未着手の 期間以降	○	○		○	○	○

## 9. その他連絡事項

### (1) 工事又は業務等に係る通知等における基準額について(一部改正)

○WTOの基準額(工事)について、8.1億円 → 9.0億円に改正(令和8年4月1日以降、契約締結)

### (2) 競争参加資格確認申請書の提出について(お願い)

○入札説明書に記載のとおり、提出期限以降における申請書、資料又は技術提案書等の差替え及び再提出は認めていません。

提出にあたっては、申請書等の内容を十分確認の上、提出頂くようお願いいたします。

○入札説明書等の内容に疑義が生じた場合は、入札説明書に記載のメールアドレスもしくは電子入札システムにより質問書の提出をお願いいたします。また、提出先へ、その旨電話連絡をお願いいたします。